

西日本高速道路株式会社測量作業規程

(平成18年3月31日制定・要領第92号)

改正 平成25年6月25日 平成25年要領第101号(イ)

改正 平成28年6月24日 平成28年要領第90号(ロ)

改正 令和2年5月13日 令和2年要領第70号(ハ)

西日本高速道路株式会社測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国交省告示第413号、平成23年3月31日付け平成23年国土交通省告示第334号による一部改正、平成25年3月29日付け平成25年国土交通省告示第286号、平成28年3月31日国土交通省告示第565号による一部改正、令和2年3月31日国土交通省告示第461号による一部改正)を準用する。(イ)(ロ)(ハ)

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「西日本高速道路株式会社」が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規則」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規則」と、第9条第2項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第9条第3項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、第385条中「用地幅杭 材質：木及びプラスチック 杭の表示色：黄 寸法：6×6×60及び7×7×60」とあるのは「用地幅杭 材質：プラスチック 杭の表示色：赤 寸法：9×9×90」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「平成25年7月1日」と、「平成28年4月1日」とあるのは「平成28年7月1日」と、それぞれ読み替えるものとする。(イ)(ロ)